

住民税の寄附金税額控除を受けるには申告が必要です。

地方自治体や一定の団体に対して 2,000 円を超える寄附をした場合、住民税の税額控除を受けることができます。確定申告で住民税の寄附金税額控除を受けるためには、確定申告書の第二表の「住民税（・事業税）に関する事項」等に寄附先及び寄附金額を記載し、領収書を添付の上、税務署に提出する必要があります。

もし第二表の「住民税（・事業税）に関する事項」に記載を忘れた場合、住民税では寄附金税額控除が適用されない場合があります。ただし、寄附した年から 5 年以内であれば、市役所へ修正申告を行うことができます。（この場合、修正処理に時間がかかることがあります。）

記入箇所

【確定申告書（第二表）】

The image displays a Japanese tax return form (確定申告書) with blue arrows highlighting key sections for reporting charitable contributions. The first arrow points to the 'Resident Tax' (住民税) section, and the second arrow points to the 'Charitable Contribution Tax Credit' (寄附金税額控除) section. The form includes various tables for income, deductions, and tax credits, with specific fields for recording the donor's name and the amount of the contribution.